



発行 東京都

目次

77

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部政課）…
- 東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則……（主税局課税部計画課）…
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…
- 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……（港湾局港湾経営部経営課）…

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正

する。

第二条の表四の項中「十五の項二」を「十五の項へ」に改め、同項へ中「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加える。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七号

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則

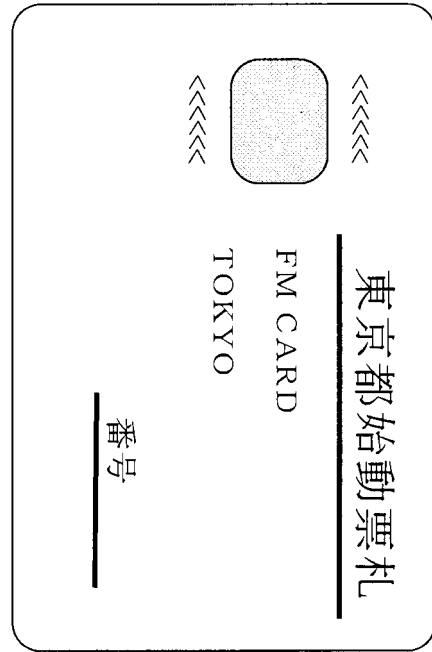
東京都税証紙代金収納計器条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「 ㊦ （ ㊦ ） ㊦ 」を「 ㊦ （ ㊦ ） ㊦ 」に改める。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第5条関係)

始動票札の形式



54(リ)メートル
 縦
 86(リ)メートル
 横
 1(リ)メートル
 寸法

附則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別記第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して申告納付すべき自動車取得税に係る収納印の表示については、改正後の東京都都税証紙代金収納計器条例施行規則別記第一号様式による収納印の表示は、改正前の東京都都税証紙代金収納計器条例施行規則別記第一号様式による収納印の表示とみなす。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の表結婚資金の項の次に次のように加える。

母子臨時児童 扶養等資金及 び父子臨時児 童扶養資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条第一項の規定による認定の請求をしたことが確認できる書類 2 令和元年八月分及び十月分の児童扶養手当の支給額が確認できる書類
-------------------------------------	--

第六条に次の二項を加える。

- 4 令附則第七条第六項又は令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第六項の規定による据置期間の延長を希望する者は、東京都母子及び父子福祉資金(臨時児童扶養等資金)据置期間延長申請書(別記第二号の四様式)に、令附則第七条第六項又は令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第六項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、前項の規定による申請があつたときは、据置期間の延長の可否を決定し、東京都母子及び父子福祉資金(臨時児童扶養等資金)据置期間延長承認・不承認通知書(別記第二号の五様式)により当該申請者に対し通知するものとする。

第十六条第一項中「又は改正政令附則第四条第八項」を「改正政令附則第四条第八項又は令附則第七条第七項若しくは令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第七項」に改める。

第十七条の二の見出し中「特例児童扶養資金」の下に「又は臨時児童扶養等資金」を加え、同条第一項中「による特例児童扶養資金」の下に「又は母子臨時児童扶養等資金若しくは父子臨時児童扶養資金(以下「臨時児童扶養等資金」という。)」を加え、「東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金)償還未済額一部償還免除申請書」を「東京都母子及び父子福祉資金(特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金)償還未済

額一部償還免除申請書」に改め、同条第二項中「、特例児童扶養資金」の下に「又は臨時児童扶養等資金」を加え、「東京都母子及び父子福祉資金（特例児童扶養資金）一部償還免除承認・不承認通知書」を「東京都母子及び父子福祉資金（特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金）一部償還免除承認・不承認通知書」に改める。

別記第一号様式(裏)中「(申請人)」を削る。
別記第二号の三様式の次に次の二様式を加える。

第2号の4様式 (第6条関係)

東京都母子及び父子福祉資金
(臨時児童扶養等資金) 据置期間延長申請書

※該当しない事項は、二重線で抹消してください。

貸付番号	第 号	貸付月日	年 月 日
貸付金額	円		
貸付期間	年 月分から 年 月分まで		
据置期間の満了する日	年 月 日		
延長を申請する期間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで		

上記のとおり「母子臨時児童扶養等資金」の据置期間の延長を受けたいので申請します。
「父子臨時児童扶養資金」

年 月 日

借受人住所

氏名

㊞

連帯借受人住所

氏名

㊞

殿

(日本工業規格A列4番)

第2号の5様式（第6条関係）

番号 年 月 日

東京都 母子及び父子福祉資金
（臨時児童扶養等資金）据置期間延長承認・不承認通知書

東京都 母子及び父子福祉資金
（臨時児童扶養等資金）据置期間延長承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のおつた東京都母子及び父子福祉資金
 { 母子臨時児童扶養等資金 } の据置期間の延長については、下記の { とおり延長する }
 { 父子臨時児童扶養等資金 } の据置期間の延長については、下記の { 理由により延長しない }
 ことに決定したので、通知します。

記

貸付決定号	第 号	貸付月	決定日	年 月 日
貸付金額	円			
貸付期間	年 月分から 年 月分まで			
据置期間の満了する日	年 月 日			
延長を申請する期間	据置期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで			
不承認理由				
備考				

※該当しない事項は、二重線で抹消すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第二十六号様式(第17条の2関係)

第26号様式(第17条の2関係)

東京都母子及び父子福祉資金
（特例児童扶養等資金・臨時児童扶養等資金）
償還未済額一部償還免除申請書

※貸付決定 第 号
記号番号
※貸付決定 年 月 日
※償還免除申請書 年 月 日

(※欄には記入しないでください。)

借金の種類	借受金額	借受年月日	借受期間	返済方法	返済回数	返済状況	償還免除申請理由
特例児童扶養等資金 母子臨時児童扶養等資金 父子臨時児童扶養等資金	円	年 月 日	年 月 日	賦償還・毎回 円ずつ	回	上記のうち 償還済額 年 月 日から 年 月 日まで 回分 円 現在償還済額 年 月 日	上記のとおり { 特例児童扶養等資金 } の貸付金の償還未済額の一部償還免除を { 母子臨時児童扶養等資金 } { 父子臨時児童扶養等資金 }
借受人名	免除申請者名	氏名	氏名	住所	住所	住所	住所
借受人番号	氏名	氏名	氏名	住所	住所	住所	住所
借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況	借受人の状況

上記のとおり { 特例児童扶養等資金 } の貸付金の償還未済額の一部償還免除を
{ 母子臨時児童扶養等資金 }
{ 父子臨時児童扶養等資金 }

受ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号を利用した都民税、道府県民税、特別区民税又は市町村民税の取得に同意します。

年 月 日

借受人住所 氏名 (印)
借受人の相続人住所 氏名 (印)
連帯保証人住所 氏名 (印)

東京都知事 殿 (印)

(日本工業規格A列4番)

別記第二十六号の二様式中 「東京都母子及び父子福祉資金（特例児童扶養資金）の一部償還免除承認・不承認通知書」を

「東京都母子及び父子福祉資金（特例児童扶養資金・臨時児童扶養等資金）」及び「（特例児童扶養資金）」の一部償還免除承認・不承認通知書」を

「特例児童扶養資金」の「特例児童扶養資金」を

「特例児童扶養資金
母子臨時児童扶養等資金
父子臨時児童扶養資金」

備考 を

備考 に改める。
※該当しない事項は、二重線で抹消すること。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第二十六号様式及び第二十六号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を

次のように改正する。

第十四条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 改印したとき 東京都女性福祉資金異動届

別表就学支度資金の部小学校の項中「四〇、六〇〇円」を「六三、一〇〇円」に改め、同部中学校の項中「四七、四〇〇円」を「七九、五〇〇円」に改め、同部高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校の項貸付けの限度額の欄を次のように改める。

一六〇、〇〇〇円

（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあつては、

四二〇、〇〇〇円

国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学、大学院若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあつては、
三八〇、〇〇〇円
私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合は、

五九〇、〇〇〇円
 各種学校へ入学する
 場合にあつては、
 二八二、〇〇〇円

別記第一号様式(裏中)「(借受人)」を削る。
 別記第十九号様式中

氏名	を
改印	に「異動し

たので、「」や「異動が生じたので、関係書類(住民票の写し、戸籍抄本又は印鑑証明書)を添えて」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表の規定は、平成三十一年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別記第一号様式及び第十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則(平成十六年東京都規則第四百号)の一部を次のように

改正する。

別表第一 一の部(6)の項を次のように改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

